

新潟市旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月 27日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 11 号

新潟市旅費条例の一部を改正する条例

新潟市旅費条例（昭和 32 年新潟市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項中「旅行中の夜数に応じ 1 夜当りの定額又はその実費額」を「宿泊に要する費用の実費に相当する額」に改める。

第 9 条中「又は宿泊料」を削る。

第 17 条第 1 項を次のように改める。

宿泊料の額は、原則として、別表のうち 1 の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める宿泊料の額を上限とする。ただし、東京都その他の地域の実情を勘案して規則で定める地域に宿泊する場合は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）第 9 条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して規則で定める額を上限とする。

第 17 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 職員が宿泊場所を指定された場合及び職員が一の宿泊場所のあつせんを受けた場合（指定され、又はあつせんを受けた宿泊場所に宿泊しない場合を除く。）であつて、その宿泊料の額が前項に規定する上限を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該宿泊料の全額を支給する。

第 20 条中「宿泊料定額」を「宿泊料上限額」に改める。

別表のうち 1 の表中

「	宿泊料		「	宿泊料の上限額	
		を			に改める。
	（1 夜につき）	」		（1 夜につき）	」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお従前の例による。